

事 務 連 絡
令和 8 年 9 月 16 日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事 業 部

印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について（周知依頼）

平素は、本会の活動につき格段のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、租税特別措置法により、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した自然災害により滅失し、又は損壊したため取り壊した建物の代替建物を取得する場合等において、その被災をされた方（被災者）が作成する「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負に関する契約書」について、印紙税を非課税とする措置が設けられています。

今般、当該非課税措置の対象となる自然災害について、「令和 8 年 8 月千葉豪雨による災害」が追加となりました。

なお、令和 8 年 9 月 11 日（金）現在、当該非課税措置の対象となる自然災害は、別添 1 のとおりであることを申し添えます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ですが、必要に応じ、会員企業の皆様にご案内賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・別添 1 _ (国交省周知文) 印紙税非課税措置についての周知方協力依頼について
- ・別添 2 _ 印紙税過誤納確認申請書の郵送提出に関するお願い

以 上

【担当】 事業部 佛川 TEL : 03-3551-9396 FAX : 03-3555-3218 E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp
--